

指名停止について

令和 7 年 8 月 20 日

胎内市長 井 畑 明 彦

胎内市建設工事請負業者等指名停止措置要領（以下「要領」という。）に基づき、下記のとおり指名停止を行う。

記

- 1 指名停止業者名
株式会社 日さく 埼玉県さいたま市大宮区桜木町四丁目 199 番地 3
- 2 指名停止期間
令和 7 年 8 月 20 日から令和 7 年 9 月 2 日まで
- 3 指名停止理由
要領第 2 条第 1 項別表第 1 第 8 号（安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故）に該当するため。